

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年の著しい少子高齢化の進行によって、社会を支える働き盛りの年齢層の人口が減少している一方で、支援が必要となる可能性の高い年齢層の人口は増加しています。また、核家族化の進行やライフスタイルの多様化で、市民生活や地域社会も変容し、高齢者や障がいのある方、子どもなどに対する福祉ニーズが増大するとともに、ストレス、子どもや高齢者などへの虐待、ひきこもりやドメスティックバイオレンス（DV）*など生活上の課題も複雑化しています。

このような中、平成23年3月の東日本大震災をはじめ、平成27年9月の鬼怒川の堤防が決壊した関東・東北豪雨や平成28年4月の熊本地震など、近年の甚大な自然災害を契機に、避難時の助け合いや支え合いなど地域や家族の絆の重要性が再認識されるようになりました。こうした状況を踏まえ、市民、専門職、行政が適切に役割分担し、支え合うことで、住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みをつくることが重要となってきています。

さらに、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法*」が施行され、この制度の対象となる人々には、単に金銭的なものだけではなく、生活する上での様々な課題を抱えた人が多く、支援もニーズに即したものが求められています。

今後は既存の福祉制度だけではなく、日常的な支え合いが必要となりますが、家庭や地域の相互扶助機能が低下している現代においては、その対応が難しくなっています。そのため、地域住民の自主的な活動と公的なサービスを組み合わせて人々が支え合っていく仕組みづくりが必要になります。

今回、現行の「中央市地域福祉計画（平成24年度～平成28年度）」の計画期間が終了となることから、平成27年4月に施行された『生活困窮者自立支援法』に基づく新たな生活困窮者自立支援方策等を踏まえ、これまでの計画を見直し、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする新たな「中央市 第2次地域福祉計画」を策定します。

* ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性行為の強要、物の破壊なども含む。

* 生活困窮者自立支援法：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成25年（2013）公布。平成27年（2015）4月施行。

2 計画の性格・位置づけ

「地域福祉計画」は、『社会福祉法』第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、「中央市長期総合計画」のもとで福祉分野を具体化する計画のひとつであり、福祉分野における基本計画としての性格を持つものです。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、及び「子ども・子育て支援事業計画」などの個別の福祉計画は、高齢者、障がいのある方、児童といった対象ごとの福祉施策を示すものですが、「地域福祉計画」は、地域における市民の生活ニーズに応えるため、これらの計画に基づく施策を総合的に推進するための計画です。

< 地域福祉計画の法的根拠等 >

『社会福祉法』

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

+

厚生労働省の通知 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

(平成26年3月27日社援発0327第13号)

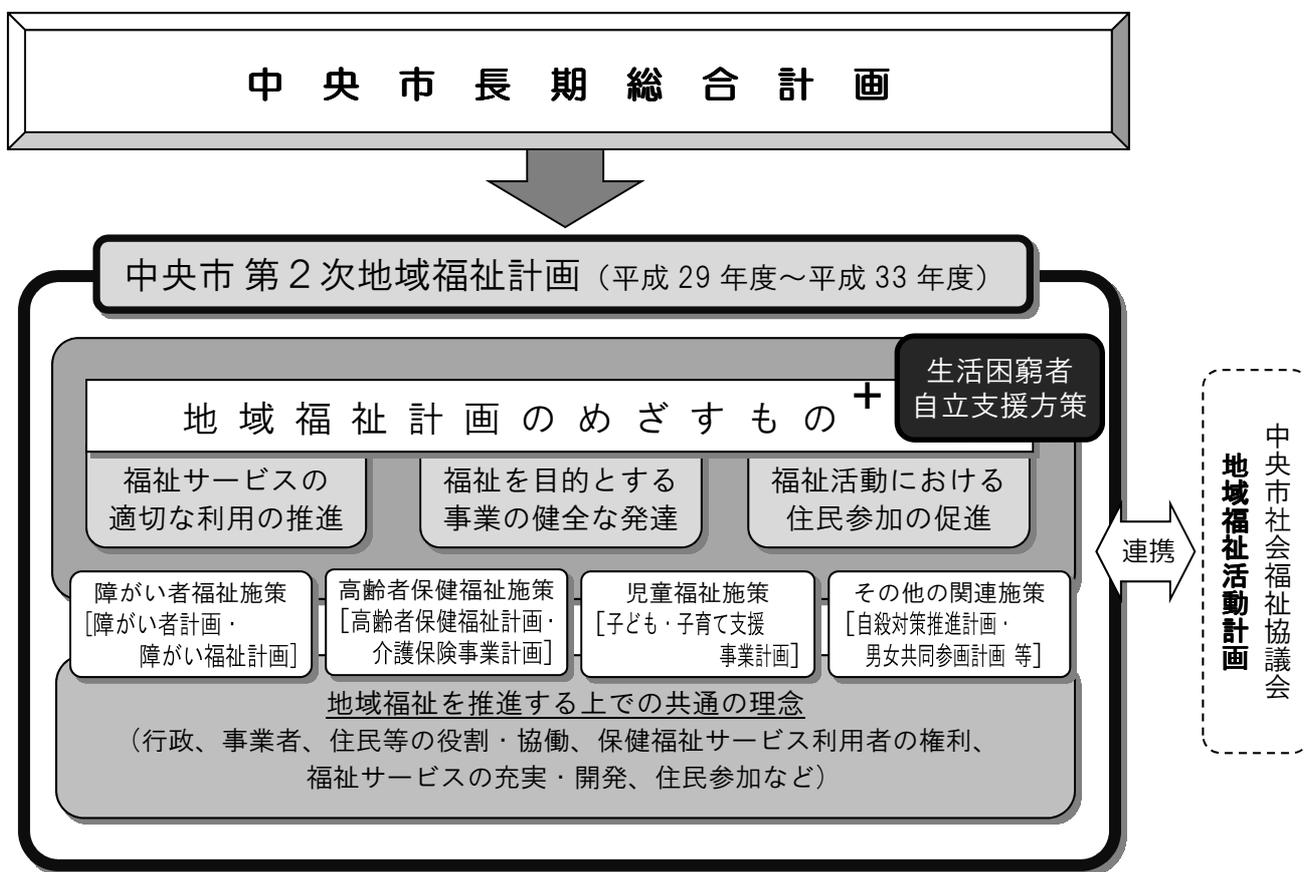
* 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 を市町村地域福祉計画に盛り込むこと

また、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」に定められた将来像の実現のための計画で、他の福祉関係計画等との整合性及び連携を図り、これらの既存計画を包括する位置づけとなります。

さらに、中央市の福祉サービス・事業の中心的な担い手である中央市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携をとり、ともに地域福祉推進の“両輪”を担うことを念頭に、実効性のある地域福祉推進に取り組んでいくことになります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに“地域福祉の推進”という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

今回、見直し策定する「中央市 第2次地域福祉計画」の計画期間は、平成29年度～平成33年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の動向などにより計画の見直しが必要だと思われる場合には、適宜計画を見直し、常に有効な計画であるよう努めます。

< 計画の期間 >

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第1次 中央市長期総合計画 (平成20～29年度)			次期 中央市長期総合計画 (平成30～39年度)					
中央市 地域福祉計画 (平成24～28年度)		中央市 第2次地域福祉計画 (平成29～33年度)				中央市 第3次地域福祉計画 (平成34～38年度)		
中央市 地域福祉活動計画 (平成25～29年度)			中央市 2次地域福祉活動計画 (平成30～34年度)				中央市 3次地域福祉活動計画 (平成35～39年度)	
中央市 障がい者計画 (平成19～28年度)		中央市 第2次障がい者計画 (平成29～35年度)						
中央市 第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)			中央市 第5期障がい福祉計画 (平成30～32年度)			中央市 第6期障がい福祉計画 (平成33～35年度)		
中央市 高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (平成27～29年度)			中央市 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 (平成30～32年度)			中央市 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画 (平成33～35年度)		
中央市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					次期 中央市子ども・子育て支援事業計画 (平成32～36年度)			